

ショッピング専用バリュー(前払式支払手段)についての資金決済法に基づく表示

1.発行事業者

JAL ペイメント・ポート株式会社

(前払式支払手段(第三者型)発行者 関東財務局長第 00707 号)"

2.支払可能金額等

(1) ショッピング専用コースの場合

ショッピング専用バリューに入金(チャージ)可能な限度額は 30 万円です。

1 回の利用限度額は 30 万円です。

1 日の利用限度額は 30 万円です。

1 ヶ月の利用限度額は 30 万円です。

(2) コース未選択の場合

ショッピング専用バリューに入金(チャージ)可能な限度額は 5 万円です。

1 回の利用限度額は 5 万円です。

1 日の利用限度額は 5 万円です。

1 ヶ月の利用限度額は 5 万円です。

※本条において、1 日とは現時点から 24 時間まで、1 ヶ月とは現時点から 720 時間までをいいます。

3.有効期間

残高が最後に増減した日から 5 年間で失効します。

4.発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号

JAL グローバルウォレットサービスデスク電話番号(03)5996 - 1325

5.使用することができる施設又は場所の範囲

(1) ショッピング専用コースの場合

国内外のマスターカード加盟店

(2) コース未選択の場合

国内のマスターカード加盟店

6.利用上の必要な注意

(1) 前払式支払手段の払戻し

① ショッピング専用バリューの払い戻しや換金は、資金決済法に定める例外に該当すると当社が認めた場合を除き、ショッピング専用ウォレット保有者が、当社所定の方法によりショッピング専用ウォレットを廃止した場合であってもできません。

② 前項にかかわらず、当社が経済情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合によりショッピング専用バリューの取扱いを全面的に廃止した場合には、法令の手續に従い、ショッピング専用バリューの残高の払い戻しを行うものとします。

③ 前二項にかかわらず、加盟店ではショッピング専用バリューの払い戻しを行うことはできません。

(2) 前払式支払手段の発行及び利用が外国通貨で表示された金額で行われる場合の当該金額及びその換算に用いた標準又はこれらの計算方法

① 当社取扱い通貨の場合

当社がカード会員 Web サイトで提供する為替レートは、当社の取引先(SBI リクイディティ・マーケット(株))から配信されるリアルタイム為替レートに、取扱い通貨毎に定めた以下の手数料率を上限に上乗せして算出します。

単位：%

米ドル	ユーロ	英ポンド	スイス フラン	豪ドル	NZドル	カナダ ドル	香港 ドル
3.0	3.0	7.0	4.0	8.0	9.0	8.0	13.0

タイ バーツ	シンガポ ールドル	マレーシア リンギット	中国元	台湾 ドル	韓国 ウォン
13.0	8.0	15.0	10.0	13.0	14.0

② 当社取扱通貨以外の場合

当社取扱通貨以外の通貨で利用を行った場合は、利用日時点のマスターカードで定めるレートに 4.0%上乗せした為替レートを適用して、円貨に換算します。

③ 円以外の取扱通貨から円以外の他の取扱通貨へ両替する場合は、円以外の取扱通貨を一度円に両替したうえで、他の取扱い通貨へ両替します。

7.未使用残高又は当該未使用残高を知ることができる方法

(1) 会員は、会員 Web サイトの残高確認画面において、保有可能バリューの残高を確認することができます。

(2) 前項のほか、会員は、会員 Web サイトにおいて、当社所定のバリューの利用に関する情報(利用履歴、保留額および確定金額を含みます。)を確認することができます。

(3) 一部の加盟店におけるシステムの不備、返金処理等に係る当社に対する連絡の遅れ、その他の理由により、会員規約第 32 条に定める処理が即時に行われない結果、第 1 項に定める残高および前項に定める情報が正確に反映されない場合があります。

8.会員規約の存する旨

当社ホームページにてご確認いただけます。